

佐賀県告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十四年六月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

一 施行者の名称

唐津市

二 都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画下水道事業 唐津市公共下水道（呼子処理区）

三 事業施行期間

平成十九年一月十日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

- (一) 収用の部分
変更なし

- (二) 使用の部分

平成十九年佐賀県告示第十一号及び平成二十一年佐賀県告示第百三号の事業地に、唐津市呼子町殿ノ浦字松尾田、字辻、字ムツエ及び字ワタリを加え、唐津市呼子町殿ノ浦字殿ノ浦、字ヲカ、字マツバ、字ドロデ、字ミツシリ、字イザナヲ及び字吹上並びに呼子町呼子字尾ノ上、字長沙子、字坊山、字高尾及び字野中において事業地を変更する。